

名寄市指定特定相談支援事業・名寄市児童相談支援事業

重要事項説明書

本重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1 事業者概要

事業者名称	名寄市
主たる事業所の所在地	名寄市大通南1丁目
法人種別	地方自治体
代表者	加藤 剛士
電話番号	01654-3-2111

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき名寄市から指定を受けている事業所名称	相談支援事業所 ぽっけ
各事業所につき障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき名寄市から指定を受けている障害福祉サービスの種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業

2 利用事業所

利用事業所の名称	相談支援事業所 ぽっけ
事業所番号	指定特定相談支援事業 0133200972 指定障害児相談支援事業 0173200122
事業所所在地	名寄市大通南1丁目
電話番号	01654-3-2111

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に適用されるよう配慮して行います。
運営方針	関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、効果的にサービスが提供されるよう配慮して行います。

4 ご利用事業所の職員体制

職種	職員数		資格等
	職員	会計年度任用職員	
管理者	1		相談支援専門員研修修了
相談支援専門員	3	1	社会福祉士 保健師 相談支援専門員研修修了

5 開所時間及び休日

開所時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
休日	土曜日及び日曜日 国民の休日に関する法律（昭和 23 年法立第 178 号）に規定する休日 12 月 29 日から 12 月 31 日まで及び 1 月 1 日から 1 月 3 日まで

6 サービスの提供地域及び対象者

指定特定相談支援	名寄市全域
児童相談支援	名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町の全域に在住する児童・生徒

7 当事業所が提供する指定計画相談支援及び指定児童相談支援の提供方法及び内容

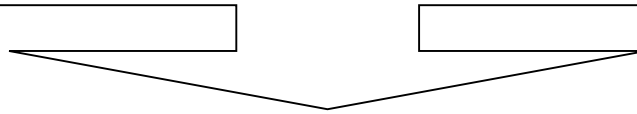
(1) サービス等利用計画・児童支援利用計画を作成します。

《計画作成までの流れ》

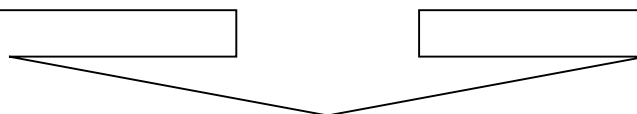
利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定児童通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族と面談して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者及び保護者の希望する生活等ができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類を記載した**サービス等利用計画・児童支援利用計画の原案**を作成し、利用者又は保護者に交付します



支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画・児童支援利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して**支援担当者会議を開催**し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めた児童支援利用計画・サービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し文書により利用者又は保護者の**同意**を得た上で、**サービス等利用計画・児童支援利用計画を完成**し、利用者及び保護者並びに福祉サービス等の担当者に**交付**します。

(2) サービス等利用計画・児童支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス用の事業者との連絡を継続的に行い、作成したサービス等利用計画・児童支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者又は保護者に対し、支給決定等に関わる申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係わる情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になった場合又は利用者が指定障害児入所施設への入所を希望する場合は施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所する利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように援助します。

8 利用者負担額

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。
---------	---

9 緊急時・非常災害時における対応方法

通報及び連絡体制を整備し、職員に周知しています。

10 苦情窓口

当事業所相談窓口	担当者	管理者 鯖戸 貴也
	電話番号	01654-3-2111
	受付時間	月～金 8時45分から 17時30分
北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道立社会福祉総合センター（かでの2.7内）
	電話番号	011-204-6310
	受付時間	月～金 9時00分から 17時00分

私は、契約書および本書面により、これからサービスを受ける指定特定相談支援・児童相談支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 ⑩

代理人（家族等） 住所
氏名 ⑩